び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存の方法）

第五十九条の十七　法第三十五条の十三の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第五十九条の十八　法第三十五条の十四第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法）

第五十九条の十九　法第三十五条の十五の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第四款　［略］

（対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法）

第六十四条の二　令第二十五条の二第一号及び第二号の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

［新設］

第二款　［同上］

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第六十四条の三　令第二十五条の三第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置）

第六十四条の四　法第三十八条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第四十二条第二項又は第五十九条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

2　前項の規定にかかわらず、第五十九条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力については、当該暗証番号の入力に代えて、移動端末設備において設定した生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を移動端末設備の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）の使用とすることができる。

（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第六十四条の五　法第三十八条の二第一項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一　略］

二　電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法（ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条各項に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。）

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第六十四条の二　令第二十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置）

第六十四条の三　法第三十八条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

［新設］

（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第六十四条の四　［同上］

［一　同上］

二　電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法（ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。）